
入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

●70歳未満の方

区 分	標 準 負 担 額
一般（住民税課税世帯）	1食510円
” ※指定難病患者等	1食300円
住民税非課税世帯	1食240円 (90日超は190円)

●70歳以上の方

区 分	標 準 負 担 額
一般（住民税課税世帯）	1食510円
” ※指定難病患者等	1食300円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	1食240円 (90日超は190円)
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）	1食110円

※）標準負担額の減額には、マイナ保険証もしくは
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証の確認等が必要です。